

議員提出第 13 号議案

「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金等の交付対象事業者に
係る社会医療法人の適用区分の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 14 日

提出者

中 島 謙 二
白 石 恵 子
原 成 充
田 中 明 美

高 橋 雅 彦
尾 村 利 成
森 山 健 一

遠 藤 力 一
田 中 八洲男
洲 浜 繁 達

(別紙)

「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金等の交付対象事業者に係る社会医療法人の適用区分の見直しを求める意見書

厚生労働省が所管する「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金及び交付金は、へき地診療所の施設設備の整備、救急医療、周産期医療の運営に必要な経費等に対する補助金等として島根県における医療提供体制の確保に寄与している。

「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金等については、交付対象となる事業者がその性質に応じて公的な事業者、民間の事業者等に区分された上で、個別の事業ごとに対象区分の範囲が異なる運用となっている。

このうち、社会医療法人は民間の事業者に位置付けられている一方、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合及び社会福祉法人北海道社会事業協会は公的な事業者に位置付けられている。

社会医療法人は、平成 19 年施行の第五次医療法改正で新設された法人であり、へき地医療、救急医療、周産期医療等、特に地域で必要な医療の提供を担う公益性の高い医療法人である。

島根県においては、離島、中山間地域を中心とする過疎地域が県土の大半を占め、医療資源が限られる状況にあるなか、地域で必要な医療を確保するために社会医療法人が担う役割は重要である。

このため、社会医療法人の高い公益性を勘案し、「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金等の交付対象となる事業者の区分について、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合及び社会福祉法人北海道社会事業協会と同様に社会医療法人についても公的な事業者に位置付けるよう見直すことが必要である。

よって、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「医療施設等施設整備費補助金」等の補助金等の交付対象事業者に係る社会医療法人の適用区分を現行の民間の事業者から公的な事業者へ見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣